

請 願 第 2 1 号	平成27年6月1日受理
付 託 委 員 会	福祉常任委員会
件 名	八千代市福祉作業所の「民設民営化」を撤回し、当初計画の「公設民営」に戻すことを求める件
紹 介 議 員	原 弘 志 議員
請 願 要 旨	
<p>福祉作業所の建てかえに伴う運営管理形態を、以下の理由により創設以来30年の歴史がある「公設民営」にすることを求めたい。</p> <p>障害者にとって一番大切なことは、効率性を求めず、どのような障害者も受け入れ、どのようなときにもサービスが受けられる安心感と確実性がある「公設民営」の施設である。知的障害者の施設は少なく、ほかに行く場所がない障害者にとって何より重要なことである。</p> <p>また、「民設民営」を決めた平成26年度第1回八千代市障害者健康福祉推進連絡会議（以後、連絡会議とする）の資料及び内容に重大な疑義と問題があり、到底納得できるものではない。民設民営化は福祉の切り捨てと言わざるを得ない。</p> <p>（理由）</p> <p>1、「民設民営」の福祉サービス、及び運営に関する問題点。</p> <p>① 「民設民営」の場合、事業撤退、事業体系の変更、重度障害者の排除、経営権の譲渡、などの可能性がある。（公募条件に事業変更不可の文言を入れても、市は民間経営に関与することはできない。また事業の廃止は、1枚の用紙を提出するだけで済む）</p> <p>② 今後10年、20年先障害者が多くなることが予測される。「民設民営」の場合、障害者を受け入れる保証はない。入所決定は「民の事業者」の都合で判断する。</p> <p>③ 「民設民営」の場合、不適切な運営、苦情、虐待の訴え、不当な協力費や寄附金の徴収などに対し、泣き寝入りをしなければならない。訴えをすれば施設にいつらくなるのが現実の姿である。</p> <p>④ 「民設民営」の場合、不正な行為、不適切な運営があっても事業者をかえることはできない。（公設民営の場合、協定書によって指定管理者の取り</p>	

消し等ができる) また、「民設民営」の場合、指定管理者の指名入札がないため、競争原理が働かず福祉サービス低下の可能性がある。

## 2、平成26年度第1回八千代市障害者健康福祉推進連絡会議の問題点、及び公設民営から民設民営に決定する過程の問題点。

① 連絡会議では、民設民営化検討の経緯を、ある社会福祉法人の「福祉施設は指定管理者制度に不向きである」という、意見をもとにしている。

※ 理由(1)として：3～5年で管理者が変更になる可能性のある指定管理者制度は、事業を拡大していくことが難しく、発展性がない。

※ 理由(2)として：指定管理者制度は、管理者がかわる可能性があり、一定の方針で運営できない。また、障害の特性により利用者が環境の変化に対応できない。としている。

※ ただし、下記の見解で上記の理由に正当性がないことが理解できると思う。

見解(1)：公設民営の指定管理者も「民」である。指定管理者制度は、民の活力を導入しサービスの向上を図る制度である。指定管理者も指定管理者としての事業を継続しながら、グループホーム、行動援護等の事業を拡大発展させることは可能である。ぜひ事業を拡大し地域福祉に貢献してほしいものである。

見解(2)：障害福祉サービス事業は、社会福祉法、障害者総合支援法等で、福祉の基本理念、人員基準、設備基準、また、運営規定等で運営の方針と目的、管理者の資格要件、サービスの提供方法、苦情の対応、虐待防止の措置、個別支援計画の作成義務、等々の細目が決められている。

そのため、指定管理者がかわっても運営管理の方針が変わるものではない。また、原則職員はかわらないので利用者に環境の変化が生じることはない。ただし、指定管理者の指定期間（3～5年）の延長も検討材料の一つである。

② 連絡会議で配付された資料に重大な間違いがある。

(1) 公設民営も民設民営も施設の運営管理にかかる経費は同じ金額である。

また、どちらにも同様に国からの給付金が出る。ただし、公設民営の

場合は給付額の規定が3.5%減額になっている。

そのため、同じ条件で、公設民営と民設民営の市の年間負担額を比較すると、その差額は、公施設減算補填分3.5%の360万円（推定値）だけになる。

- (2) 連絡会議の資料によると、運営費の年間負担額は公設民営、約5,151万円、民設民営、約2,150万円になっている。

これは「人員加配分」（年間費用、約1,783万円）と「送迎費の差額」（年間費用、約858万円）及び「給付額の減算分」（年間360万円）を公設民営の費用負担にしているからである。

人員加配分及び送迎費の差額の経費は、民設民営においても同様にかかる経費である。公設民営だけに、サービスの質を落とせないという理由で委託料として費用負担に計上するのは間違いである。

（この論だと、民設民営は市の委託料がないため、サービスの質が落ちることになる）

- (3) 送迎加算も、資料には公設民営の場合は給付がないので市が負担する。となっているがこれも間違いである。民設と同様、国からの給付はある。

- (4) 資料には民設民営の場合、国等からの建設補助金1億7,798万円が活用できる。と記載されている。実際は不確定要素が多く、出たとしても近年は広く浅く出すため、1件につき5～6,000万円とのことである。これも間違った資料である。

※ この建設補助金の件は担当課も認識している。

上記(2)(3)の公設民営と民設民営の負担金額の比較もそうであるが、民設民営は有利である。という資料を意図的に作成していると思えない。

※ この連絡会議で、障害者のあり方ではなく、間違った資料をもとに、経費の比較を論じて民設民営に決定していることは、恥ずべきことである。

- ③ 福祉作業所の整備計画は、下記のとおり、市と保護者が連携して10年前から公設民営を前提に進めてきた経緯がある。

※ 平成17年、保護者が古い狭い不衛生な第1福祉作業所の建てかえを要望する。

※ 平成23年度～平成27年度の第4次総合計画前期に福祉作業所整備

事業が明確化される。

※ 平成25年9月25日、市より基本設計（案）が保護者に提示され、保護者87名の署名とともに基本設計の要望書を障害者支援課に提出する。

※ 平成25年12月20日及び平成26年3月16日、2回にわたり市の担当部課長ほか6名、設計事務所3名、保護者14名と基本設計について打ち合わせをする。（この会議では、再度打ち合わせを行うことで合意する。）

平成26年9月、突然福祉作業所の運営管理形態が公設民営から民設民営になることを知る。長年の保護者との協力関係を無視したやり方は、行政の良識を疑うものである。

### 3、施設整備、補助金等の問題点（以下の記述は連絡会議録及び市の回答をもとにしている）

- ① 施設の建設費は、公設民営の場合約8億7,000万円と積算している。  
その理由は、RC工法、太陽光発電設備、将来的な通所者の増員を見込んだゆとりある延床面積にあるとしている。民設民営の場合は約5億円と担当課から聞いている。理由として鉄骨構造、施設整備に効率性を求めるため安価になるとしている。
- ② 民設民営の場合、市は重度重複障害者を受け入れるためにかかる建設及び設備費の補助金（約3億円と聞いている）を出し、また運営費として毎年約2,150万円を助成し、さらに土地の無償貸与を予定している。

上記によると民設民営の場合、将来的な障害者の増員に対応できない狭い面積の施設であり、公設と比較して貧弱な施設整備である。

障害者の増員にも対応できず、公設と比較して貧弱な施設に多額な建設補助金と運営助成金を出して民間に丸投げする。そうまでして民設民営にするのは、障害者を犠牲にした福祉の厄介払い政策にすぎないと言える。

（請願内容）

1. 八千代市福祉作業所の民設民営化を撤回し、当初の予定どおり公設民営にすることを求めたい。

2. 1年余りにわたって中断している建設計画を早急に進め、八千代市福祉作業所の開所を平成29年4月にすることを求めたい。